

居宅療養管理指導 重要事項説明書

1 居宅療養管理指導事業者（法人）の概要

名称	医療法人 白水会 白川病院
代表者名	野尻 眞
所在地・連絡先	(住所) 岐阜県加茂郡白川町坂ノ東5770 (電話) 0574-72-2222

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人 白水会 白川病院 歯科
所在地・連絡先	(住所) 岐阜県加茂郡白川町坂ノ東5770 (電話) 0574-79-0030
介護保険指定事業所番号	2131300333
管理者の氏名	中島 正人
通常の事業の実施地域	加茂郡白川町

(2) 事業所の職員体制・勤務体制

従業者の職種	区分		勤務時間
	常勤	非常勤	
歯科医師	1	2	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)
歯科衛生士	4	3	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)

(3) 営業日

営業日	勤務体制
月～土曜日	9:00～18:00

営業しない日	日曜日・祝日・年末年始
--------	-------------

3 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
1 歯科医師が行う 居宅療養管理指導	担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な歯科医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。 ＊ 事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。

2 歯科衛生士が行う 居宅療養管理指導	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。 咀嚼機能、嚥下機能の低下した方へのリハビリ、食事のアドバイスを行います。
------------------------	---

(2) 費用

介護保険の適用がある場合は、料金表の利用料金に従い、負担割合証の負担割合にて徴収します。

【料金表】

居宅療養管理指導の種類	利用料金
1 歯科医師が行う 居宅療養管理指導	1月に2回を限度として（1割負担の場合1回あたり） 単一建物居住者が1人 517円 単一建物居住者が2～9人 487円 単一建物居住者が10人以上 441円
2 歯科衛生士が行う 居宅療養管理指導	1月に4回を限度として（1割負担の場合1回あたり） 単一建物居住者が1人 362円 単一建物居住者が2～9人 326円 単一建物居住者が10人以上 295円

特別地域加算 当事業所が特別地域に所在するため上記利用料の15%加算

中山間地域等加算 中山間地域において通常の事業実施地域外への対応の場合さらに5%加算

4 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 中島 正人 ご利用時間 9:00～18:00 ご利用方法 電話 0574-79-0030
-------------	--

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

20 年 月 日

事業者 住所 岐阜県加茂郡白川町坂ノ東5770
事業者名 医療法人 白水会 白川病院 歯科
管理者名 中島 正人
印

説明者 氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

20 年 月 日

利用者 住所
氏名 印